

令和 8 年度
第 8 次整備事業
末広配水池基本設計業務委託

特記仕様書

令和 8 年 5 月

伊那市水道部水道整備課

第1章 総則

1.1 業務の目的

伊那市水道事業における末広配水池は、昭和36年に建設され現在65年が経過しており、経年化及び老朽化の進行が著しく機能低下が懸念されている。そのため、配水池の更新工事に必要な基本設計を行い、施設計画、経済的かつ合理的な工事の概算費用の把握及び事業を施工するための資料を作成する。なお、該当地区への安定的かつ安心した水の供給を図り、効率的・継続的な事業経営を推進するものであり、これをもって業務目的とする。

1.2 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり水道法、同法施行令、同法施行規則及び水道施設設計指針など、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.4 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.5 提出図書

受託者は、業務の着手及び完了にあたって契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- イ) 着手届 ロ) 工程表 ハ) 管理・照査技術者届
- ニ) 完了届 ホ) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.6 履行期間

本委託業務の履行期間は、令和 8年 6月 25日から
令和 9年 3月 23日までとする。

1.7 管理技術者、照査技術者及び配置技術者

(1) 受託者は、秩序正しく業務を行わせるとともに、業務の進捗を図るため管理技術者、照査技術者、配置技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者、照査技術者及び配置技術者は兼務できないものとする。また、全ての技術者は、入札指名通知日以前に、受託者と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係である者であることとする。

(2) 管理技術者は、技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置す

- ること。管理技術者は技術上の管理を行うと共に、本業務に関する全ての事項を円滑かつ迅速に処理できる者であり、業務において十分な経験と能力を有する者があなければならない。
- (3) 照査技術者は、業務の節目ごとに遺漏無き照査を行う者であり、技術士（部門、科目指定なし）の資格を有する者でなければならない。
 - (4) 受託者は、配置技術者（建築士法による一級建築士）を配置すること。

1.8 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に当市の成果品の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の不備が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.9 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書類一式を納品し、業務の完了とする。

1.10 疑義の解決

本仕様書は、その他業務の内容に疑義が生じた場合、すみやかに当市係員と協議し、業務の進行をはかるものとする。

第2章 業務内容

2.1 業務概要

末広配水池は、昭和36年に建設され現在65年が経過しており、経年化及び老朽化の進行が著しく機能低下が懸念されている。そのため、配水池の更新工事に必要な基本設計を行うものである。

2.2 業務箇所

本業務の業務及び関連箇所は、以下のとおりである。

- (1) 末広配水池
- (2) 笠原配水池
- (3) 上大島配水池

2.3 基本条件

本業務における基本条件を以下に示す。

- (1) 末広配水池 : 既設配水池 RC造り $V_e=1,352.8\text{m}^3$

2.4 資料収集・整理

受託者は委託者から貸与及び指示された以下の資料を整理し、業務に反映させる。

- (1) 令和元年度 伊那市上水道事業経営変更認可申請書作成業務委託
- (2) その他委託者が必要と認める資料

2.5 現地調査

現況施設の踏査・調査を行い、業務に反映させる。配水池の運用状況、施設規模及び構造、場内配管(流入、流出、排水)等の確認を行う。

2.6 測量

- (1) 末広配水池
 - 1) 基準点測量
 - ・横断、地形測量に必要な基準とする水準点を設置、測量する。
 - ・N=3点
 - 2) 中心線測量
 - ・横断測量に必要な基準とする中心杭を設置する。
 - ・L=0.1km
 - 3) 横断測量
 - ・中心杭を基準に地表の変化点を測定する。
 - ・L=0.1km×1本 L=0.05km×1本

4) 地形測量

- ・基準点を用いて、現況の地形及び構造物を測定し平面図を作成する。
- ・A=5,000m² 縮尺 S=1:200

2.7 基本事項の決定

末広配水池の配水量、規模、容量、水位、位置及び周辺地形条件、環境条件等の基本諸元の確認及び整理を行う。

2.8 維持管理方法の検討

配水流量、水位、水圧、水質等の監視・制御方法、常時・非常時、清掃時、将来計画を含めた運用方法、維持管理に関わる配水池の構造形式の検討を行う。また、流入・配水流量計等、遮断弁制御等など特殊な施設や設備の維持管理方法を検討する。

2.9 配水系の検討

末広配水池配水系統の水運用計画の見直しを踏まえ、配水管の管網解析を行い適正な水圧、配水区域を確保するための水理検討を行う。将来、末広配水池の役割及び必要性等も踏まえ検討する。

2.10 配置計画の検討

敷地条件、維持管理方法に基づく必要施設(配管・配線含め)、構造形式等を考慮した配置計画案を作成し検討する。

2.11 施設計画

- (1) 末広配水池の処理機能に支障を及ぼさないように配水池の更新計画を行う。
- (2) 既存配水池を稼働しながらの工事となるため、当該施設の施設能力や運転管理への影響が極力小さくなる方法を検討する。
- (3) 末広配水池の施設規模検討を行う。
- (4) 配水池流入管、流出管のレベル、排水・排泥管等の排水先水位との関係、非常時等を考慮した水運用について検討を行う。
- (5) 末広配水池における更新整備案を抽出及び整備計画案を作成する。

2.12 水位関係の検討

流入管、流出管のレベル、排水管の排水先水位との関係、非常時等を考慮した水運用に伴う関連配水池水位との関係について検討を行う。

2.13 施工方法の検討

基礎工、仮設工、材料、重機等の搬入方法等について検討を行う。

2.14 概算事業費の算出

抽出された整備案に対する具体的な施設規模等の検討を行い、整備計画における概算事業費を算出し、整備工程及び年次別計画を行う。

2.15 基本設計図の作成

施設計画を基に概算工事費を算出するとともに基本設計図を作成する。

2.16 報告書の作成

現況の把握、基本条件の決定、施設計画、概算事業費、基本設計図を整理し、基本設計書とし報告書を作成する。

第3章 照査及び協議

3.1 照査および設計協議

(1) 照査

- ・設計の各段階において照査を行う。

(2) 設計協議

- 1) 当初打合せ
- 2) 中間打合せ 2回
- 3) 最終打合せ

なお、打合せ協議が必要と判断される場合には、適時開催する。

第4章 業務成果品

4.1 業務成果品

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 報告書(A4版) | 1部 |
| (2) 打合せ議事録 | 1式 |
| (3) その他監督員が指示するもの | 1式 |

製本仕様等の詳細に関しては、監督員と事前に協議すること。

第5章 法令・規準・図書等

5.1 準拠すべき法令・規準・図書等

本業務は、以下に示す法令・規準・図書等の最新版に準拠して実施するものとする。

- (1) 水道法及び関係法令
- (2) 水道施設設計指針 (社団法人 日本水道協会)
- (3) 水道維持管理指針 (社団法人 日本水道協会)
- (4) 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- (5) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)
- (6) 設計・測量・調査業務委託関係集 (長野県土木部)
- (7) 国土交通省土木工事積算基準 (土木工事積算研究会)
- (8) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (9) 建築工事標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕局)
- (10) 電気設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕局)
- (11) 水理公式集 (土木学会)
- (12) その他関連法規及び委託者の指示する規格及び基準によるもの

以上